

国立市長 殿

令和 年 月 日

申請者

住 所 国立市

氏 名

電 話

裏面の「記入上の注意」を読んだうえでご記入ください。

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例第59条の規定により、次のとおり廃棄物等処理手数料の減免を申請します。

廃棄物等の内容	家庭廃棄物等 (有料ごみ処理袋により排出するもの)
減免期間	令和 年 月 ～ 令和7年 8月

【世帯構成】 現に同じ住所に同居する全ての方を記入してください（世帯分離を含む。）。

No.	氏 名	生年月日	令和6年度市町村民税の課税状況	同意欄（※下記参照） 自署による署名又は捺印
			令和6年1月1日の住所地	
1	(ふりがな)	大正昭和 平成令和 年 月 日	☐ 課税 ・ ☐ 非課税	㊟
	(申請者)		☐ 国立市 ・ ☐ ()	
2	(ふりがな)	大正昭和 平成令和 年 月 日	☐ 課税 ・ ☐ 非課税	㊟
			☐ 国立市 ・ ☐ ()	
3	(ふりがな)	大正昭和 平成令和 年 月 日	☐ 課税 ・ ☐ 非課税	㊟
			☐ 国立市 ・ ☐ ()	
4	(ふりがな)	大正昭和 平成令和 年 月 日	☐ 課税 ・ ☐ 非課税	㊟
			☐ 国立市 ・ ☐ ()	
5	(ふりがな)	大正昭和 平成令和 年 月 日	☐ 課税 ・ ☐ 非課税	㊟
			☐ 国立市 ・ ☐ ()	
6	(ふりがな)	大正昭和 平成令和 年 月 日	☐ 課税 ・ ☐ 非課税	㊟
			☐ 国立市 ・ ☐ ()	
7	(ふりがな)	大正昭和 平成令和 年 月 日	☐ 課税 ・ ☐ 非課税	㊟
			☐ 国立市 ・ ☐ ()	

※減免認定のため世帯状況及び課税状況を公簿で確認することについて同意する場合、上記の同意欄に一人ずつ自署により署名又は捺印して下さい。

【申請理由】 該当する全ての要件及び添付した確認書類の□にチェックしてください。

該当要件	確認書類
☐ ア.生活保護受給世帯	☐ 生活保護受給証明書
☐ イ.中国残留邦人等支援給付受給世帯	☐ 支援給付受給証明書
☐ ウ.老齢福祉年金受給者のいる世帯	☐ 老齢福祉年金証書の写し
☐ エ.国民年金の遺族基礎年金受給者のいる世帯	☐ 国民年金遺族基礎年金手帳の写し
☐ オ.児童扶養手当受給者のいる世帯	☐ 児童扶養手当受給者証明書の写し
☐ カ.特別児童扶養手当受給者のいる世帯	☐ 特別児童扶養手当受給者証明書の写し
☐ キ.身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた方のいる世帯	☐ 身体障害者手帳の写し
☐ ク.精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けた方のいる世帯	☐ 精神障害者保健福祉手帳の写し
☐ ケ.愛の手帳(1度又は2度)の交付を受けた方のいる世帯	☐ 愛の手帳の写し
☐ コ.要介護(4又は5)の認定を受けた方のいる世帯	☐ 介護保険被保険者証の写し

ウ～コは世帯全員が市町村民税非課税であることが条件

<<記入上の注意>>

- ・申請者の欄は、原則として減免要件該当者をご記入ください。記入内容や記入漏れ等の確認のため電話を差し上げる場合がありますので、できるだけ連絡を取りやすい電話番号を記入してください。
- ・減免期間は、原則として申請書の受理日が１日～１５日までの場合は翌月から、１６日から３１日までの場合は翌々月から、次の８月までの間となります。（市が定める集中受付期間を除く。）
- ・世帯構成の欄は現に同じ住所に同居する全ての方を記入してください。
- ・現に同じ住所に住んでいる方のうち、住民票上の住所が異なる方がいる場合は、別途申立書の提出が必要となります。
- ・現に同じ住所に住んでいる方が令和６年１月１日の住所地が国立市外の市区町村である場合、その方の令和６年度市町村民税非課税証明書の提出が必要となります。
- ・申請理由の欄については、該当する全ての要件にチェックしてください。また、要件に該当することを証する確認書類を添付し、添付した確認書類にチェックしてください。
- ・無料交付される有料ごみ処理袋の容量は、別表のとおりとなります。
- ・無料交付される有料ごみ処理袋の枚数は、減免期間の月数に応じて別表の枚数を按分して得た枚数（１０枚未満の端数があるときは切り上げ）となります。

<<別 表>>

世帯員数	袋の容量	袋の枚数（年間）		
		可燃ごみ	不燃ごみ	容器包装プラスチック
１人	小袋（５ℓ相当）	１１０枚	２０枚	６０枚
２～３人	中袋（１０ℓ相当）			
４人以上	大袋（２０ℓ相当）			